

新旧対照表

新	旧
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例 平成6年11月11日 条例第49号	世田谷区立特定公共賃貸住宅条例 平成6年11月11日 条例第49号
改正 平成7年9月27日条例第55号 平成8年10月9日条例第40号 平成11年10月1日条例第48号 平成12年10月2日条例第102号 平成15年6月24日条例第55号 平成17年6月21日条例第39号 平成17年12月9日条例第89号 平成18年12月11日条例第82号 平成20年3月11日条例第26号	改正 平成7年9月27日条例第55号 平成8年10月9日条例第40号 平成11年10月1日条例第48号 平成12年10月2日条例第102号 平成15年6月24日条例第55号 平成17年6月21日条例第39号 平成17年12月9日条例第89号 平成18年12月11日条例第82号 平成20年3月11日条例第26号
目次	目次
第1章 設置(第1条 第3条)	第1章 設置(第1条 第3条)
第2章 特定公共賃貸住宅の管理	第2章 使用の申請及び承認(第4条 第10条)
第1節 使用の申請及び承認(第4条 第10条)	第3章 使用料等(第11条 第24条)
第2節 使用料等(第11条 第24条)	第4章 使用者の義務(第25条 第28条)
第3節 使用者の義務(第25条 第28条)	第5章 使用関係の終了(第29条・第30条)
第4節 使用関係の終了(第29条・第30条)	
第3章 ファミリー住宅の管理	
第1節 子育て型及び高齢型住戸の管理	
第1款 使用の申請及び承認(第31条 第37条)	
第2款 使用料等(第38条 第42条)	
第3款 使用者の義務(第43条・第44条)	
第4款 使用関係の終了(第45条・第46条)	
第5款 収入超過者に対する措置等(第47条 第52条)	
第6款 準用(第53条)	
第2節 特定型住戸の管理	
第1款 使用の申請及び承認(第54条 第57条)	
第2款 準用(第58条)	
第4章 指定管理者(第59条 第61条)	第6章 指定管理者(第31条 第33条)
第5章 雑則(第62条 第65条)	第7章 雑則(第34条 第37条)
附則	附則
一部改正〔平成17年条例39号・20年26号〕	一部改正〔平成17年条例39号・20年26号〕
第1章 設置	第1章 設置

(目的及び設置)

第 1 条 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより、区民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定公共賃貸住宅 区が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 52 号。以下「法」という。) 第 18 条の規定に基づき建設し、及び管理する住宅並びにその附帯施設をいう。

(2) ファミリー住宅 特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅であって、区が家族用住宅として管理するもの及びその附帯施設をいう。

(3) 子育て型及び高齢型住戸 ファミリー住宅のうち国が定めた地域優良賃貸住宅 (公共供給型) に該当するものであって、子育て世帯向けの住戸及び高齢者世帯向けの住戸並びにそれらの附帯施設をいう。

(4) 特定型住戸 ファミリー型住宅のうち子育て型及び高齢型住戸以外の住戸並びにそれらの附帯施設をいう。

(5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成 5 年建設省令第 16 号。以下「省令」という。) 第 1 条第 3 号の規定により算出した額をいう。

(6) 収入の額 公営住宅法施行令 (昭和 2 6 年政令第 240 号。以下「令」という。) 第 1 条第 3 号の規定の例により算出した額をいう。

(7) 共同施設 児童遊園、集会所、駐車場等特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の使用者の共同の利便のための施設をいう。

(名称等)

第 3 条 特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の名称、位置及び戸数は、別表のとおりとする。

第 2 章 特定公共賃貸住宅の管理

第 1 節 使用の申請及び承認

第 4 条

~ 省略

(目的及び設置)

第 1 条 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより、区民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 52 号。以下「法」という。) 第 18 条の規定に基づき、特定公共賃貸住宅を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定公共賃貸住宅 区が、法第 18 条の規定に基づき建設し、及び管理する住宅並びにその附帯施設をいう。

(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成 5 年建設省令第 16 号。以下「省令」という。) 第 1 条第 3 号の規定により算出した額をいう。

(3) 共同施設 児童遊園、集会所、駐車場等特定公共賃貸住宅の使用者の共同の利便のための施設をいう。

(名称等)

第 3 条 特定公共賃貸住宅の名称、位置及び戸数は、別表のとおりとする。

第 2 章 使用の申請及び承認

第 4 条

~ 省略

第9条

第10条 区長は、前条第1項の手續を完了した者に対し、使用を承認し、入居日を指定する。

2 区長は、使用の承認を受けた者（次節から第4節までにおいて「使用者」という。）が、前項の規定により指定した入居日後15日以内に入居しないときは、使用の承認を取り消すことができる。

第2節 使用料等

第11条

～ 省略

第13条

（所得等に関する報告）

第14条 使用者は、特定公共賃貸住宅を引き続き1年以上使用しているときは、区長に対し、所得等に関する報告をしなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第15条

～ 省略

第16条

（使用料等の計算方法）

第17条 区長が指定した入居日が月の中途である場合のその月分の使用料（使用料の減額を行う場合にあつては、使用者負担額。以下「使用料等」という。）は、当該入居日から起算して日割りにより定める。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、起算日を別に定めることができる。

2 特定公共賃貸住宅を立ち退いた日（無断で立ち退いた場合にあつては、そ

第9条

第10条 区長は、前条第1項の手續を完了した者に対し、使用を承認し、入居日を指定する。

2 区長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、前項の規定により指定した入居日後15日以内に入居しないときは、使用の承認を取り消すことができる。

第3章 使用料等

第11条

～ 省略

第13条

（所得等に関する報告）

第14条 使用者は、特定公共賃貸住宅を引き続き1年以上使用しているときは、区長に対し、所得等に関する報告をしなければならない。

第15条

～ 省略

第16条

（使用料等の計算方法）

第17条 第10条第1項の規定により指定した入居日が月の中途である場合のその月分の使用料（第12条の使用料の減額を行う場合にあつては、使用者負担額。以下「使用料等」という。）は、当該入居日から起算して日割りにより定める。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、起算日を別に定めることができる。

2 特定公共賃貸住宅を立ち退いた日（無断で立ち退いた場合にあつては、そ

の事実を区長が知った日)が月の末日でない場合のその月分の使用料等は、その日に至るまでの日割りにより定める。

3 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第18条

~ 省略

第24条

第3節 使用者の義務

第25条

~ 省略

第28条

第4節 使用関係の終了

第29条

~ 省略

第30条

第3章 ファミリー住宅の管理

第1節 子育て型及び高齢型住戸の管理

第1款 使用の申請及び承認

(公募)

第31条 区長は、子育て型及び高齢型住戸を使用する者を公募しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した時に当該特定公共賃貸住宅を使用していた者(次条第1項各号に掲げる

の事実を区長が知った日)が月の末日でない場合のその月分の使用料等は、その日に至るまでの日割りにより定める。

3 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第18条

~ 省略

第24条

第4章 使用者の義務

第25条

~ 省略

第28条

第5章 使用関係の終了

第29条

~ 省略

第30条

要件を満たす者に限る。)に対し、当該用途を廃止して管理する子育て型及び高齢型住戸の使用を承認し、又は被災その他の特別な事情のある者に対し、子育て型及び高齢型住戸の使用を承認させることができる。

(入居者資格)

第32条 子育て型及び高齢型住戸を使用することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 子育て型及び高齢型住戸を使用しようとする者(以下この条及び次条において「使用希望者」という。)に現に同居し、又は同居しようとする親族(以下「同居予定者」という。)があること。

(2) 使用希望者及び同居予定者の収入の額が158,000円(次に掲げる場合にあっては、214,000円)を超えないこと。

イ 使用希望者若しくは同居予定者又はその双方が次項各号に定める特に居住の安定を図るべき場合における使用希望者又は同居予定者に該当する場合

ロ 法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による補助を受けて管理する子育て型及び高齢型住戸(当該補助の契機となった災害の発生から3年を経過していないものに限る。)を使用しようとする場合

(3) 使用希望者が現に住宅に困窮していること。

(4) 使用希望者が規則で定める区内居住年数を経過している者であること。

(5) 使用希望者及び全ての同居予定者が暴力団員でないこと。

2 前項第2号イの特に居住の安定を図るべき場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者であって、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの場合

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度

ロ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、当該戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで及び同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する場合

(3) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者(同法附則第9条の規定により当該認定を受けた者とみなされる者を含む。)である場合

(4) 使用希望者又は同居予定者のいずれかがハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

(5) 使用希望者が60歳以上の者であり、かつ、全ての同居予定者が18歳未満又は60歳以上の者である場合

(6) 同居予定者のいずれかが小学校就学前の者である場合

3 前2項に定めるもののほか、子育て型及び高齢型住戸を使用することができる者の要件は、必要に応じて規則で定める。

(使用の申請)

第33条 使用希望者は、規則で定めるところにより、区長に対して使用の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、公募の都度、1世帯1箇所限りとする。

(使用予定者の決定)

第34条 区長は、前条第1項の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)のうち第32条に定める要件を満たす者を使用予定者として決定する。ただし、申請者の数が使用させることができる子育て型及び高齢型住戸の戸数を超えるときは、抽選その他公正な方法により使用予定者を決定する。

2 区長は、前項ただし書の規定により使用予定者を決定するときは、併せて相当数の補欠者及びその順位を定めるものとする。

3 区長は、次に掲げる場合又は必要があると認める場合は、前項の規定により定めた補欠者を使用予定者として決定することができる。

(1) 次条の規定により第1項の規定による決定を取り消したとき。

(2) 第36条第2項の規定により使用の承認を取り消したとき。

(使用の手続き)

第35条 使用予定者は、遅滞なく次の各号に掲げる手続を完了しなければならない

ない。

(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人の連署を必要としないものとする。

(2) 第20条第1項の保証金を納付すること。

2 前項第2号の規定は、第53条において準用する第20条第5項の規定により保証金を減免され、又はその徴収を猶予された使用予定者については適用しないものとする。

3 区長は、使用予定者が遅滞なく第1項各号に定める手続きを完了しないときは、前条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(使用の承認)

第36条 区長は、前条第1項各号に定める手続きを完了した使用予定者に対して子育て型及び高齢型住戸の使用を承認する。

2 区長は、前項の規定により子育て型及び高齢型住戸の使用を承認したときは、当該子育て型及び高齢型住戸に入居することができる日を指定する。

3 区長は、第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)が前項の日の翌日から起算して15日以内に当該承認に係る子育て型及び高齢型住戸に入居しないときは、第1項の規定による承認を取り消すことができる。

(使用の期間)

第37条 区長は前条第1項の規定により子育て型及び高齢型住戸の使用を承認したときは、規則で定めるところにより、当該子育て型及び高齢型住戸を使用することができる期間を定めるものとする。

2 前項の期間は、10年を超えることができないものとする。

第2款 使用料等

(使用料の額)

第38条 子育て型及び高齢型住戸の毎月の使用料の額は、毎年度、第40条の規定により認定した収入の額に基づき、令第2条及び令第15条第1項の規定の例により区長が定める。ただし、次条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、請求をしたにもかかわらず、当該使用者が当該請求に応じないときは、当該子育て型及び高齢型住戸の使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 令第2条第1項第4号の規定により事業主体が定める数値は、規則で定める。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃の額は、毎年度、令第3条及び第15条第

1 項の規定の例により区長が定める。

(収入に関する報告)

第39条 使用者は、毎年度、規則で定めるところにより、区長に対して収入に関する報告をしなければならない。

2 区長は、前項の報告をしない使用者について、その収入に関する調査をすることができる。

(収入の額の認定等)

第40条 区長は、毎年度、前条第1項の収入に関する報告その他の資料又は同条第2項の収入に関する調査に基づき、使用者の収入の額を認定し、認定した収入の額を当該使用者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に区長が認定した収入の額について意見を述べるることができる。

3 区長は、使用者が前項の意見を述べたときは、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、第1項の規定により認定した収入の額を更正するものとする。

4 区長は、第44条第1項第1号の規定による承認をする場合において、新たな同居者の収入を加えることにより第1項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動することとなるときは、当該認定した収入の額を更生しなければならない。使用者若しくは同居者又はその双方が第32条第2項各号に掲げる者に該当しなくなったことにより当該使用者及び同居者の収入の額が同条第1項第2号に定める額を超えることとなるとき及び使用者若しくは同居者又はその双方が同条第2項各号に掲げる者に該当することにより当該使用者及び同居者の収入の額が同条第1項第2号に定める額以下となるときもまた同様とする。

5 使用者は、規則で定める事由により第1項の規定により認定した収入の額が令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動することとなるときは、当該認定した収入の額を更生することを求めることができる。

6 第1項から第3項までの規定は、第4項及び前項の規定による更生について準用する。

(使用料の減免)

第41条 区長は世田谷区営住宅管理条例(平成2年3月世田谷区条例第21号)

第12条の規定は、第38条の規定により算定した使用料の減額又は免除について準用する。

(駐車場の使用)

第42条 区長は、必要があると認めるときは、次の各号に定める要件を満たす者に対して子育て型及び高齢型住戸に設置した駐車場（以下この条において「駐車場」という。）の使用を承認することができる。

(1) 当該駐車場を設置した子育て型及び高齢型住戸を使用する者（同居者を含む。以下この号において同じ。）又は当該子育て型及び高齢型住戸の敷地に区が設置した住宅（以下この条において「隣接住宅」という。）を使用する者であること。

(2) 自動車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車をいう。）を所有する者又は確実に所有することとなる者であること。

(3) 子育て型及び高齢型住戸又は隣接住宅の使用料又は共益費を滞納していない者であること。

2 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に対して使用の申請をしなければならない。

3 駐車場は、1世帯につき1台に限り使用することができるものとする。

4 第1項の規定による承認を受けた者は、近隣の民間駐車場の料金水準等を考慮して規則で定める額の使用料を納入しなければならない。この場合において、第17条及び第18条の規定は、当該使用料について準用する。

5 区長は、第1項の規定による承認を受けた者が車いすを使用する者その他の身体障害者である場合において必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

6 区長は、第1項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 不正の行為により第1項の規定による承認を受けたとき。

(2) 第4項の使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な理由なく1月以上駐車場を使用しないとき。

(4) 駐車場又はその附帯設備を故意に損傷したとき。

(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく区長の指示に従わないとき。

(6) 第1項各号に定める要件を満たさなくなったとき。

7 第45条の規定は、駐車場の返還について準用する。

第3款 使用者の義務

(使用権の承継)

第43条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において子育て型及び高齢型住戸の管理上支障がないと認めるときは、当該子育て型及び高齢型住戸を使用する権利の承継を承認することができる。

(1) 子育て型及び高齢型住戸を使用する権利を承継しようとする者(以下この条において「承継者」という。)が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は3親等内の血族若しくは姻族であって当該使用者が当該子育て型及び高齢型住戸の使用を始めた時から(当該使用者が当該子育て型及び高齢型住戸の使用を始めた時以後に出生した者にあつては、出生した後)引き続き同居している者であるとき。

(2) 承継者が次条第1号の規定による承認に係る同居者である場合において当該承継者が引き続き1年以上居住しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めるとき。

2 区長は、承継者が暴力団員であるときは、前項の規定による承認をしてはならない。

(承認を受けるべき事項)

第44条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長の承認を受けなければならない。

(1) 区長が第34条第1項の規定による決定をした際に同居者として認めたる者以外の者を同居させようとするとき。

(2) 子育て型及び高齢型住戸の一部を居住以外の用に供しようとするとき。

(3) 子育て型及び高齢型住戸を1月以上使用しないとき。

(4) 子育て型及び高齢型住戸の模様替えをし、又は子育て型及び高齢型住戸に工作を加えようとするとき。

(5) 子育て型及び高齢型住戸の敷地に工作物を設置しようとするとき。

2 区長は、使用者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第4款 使用関係の終了

(原状回復及び検査)

第45条 使用者は、子育て型及び高齢型住戸を返還しようとするときは、その負担において模様替えをした部分及び工作を加えた部分を原状に復し、その敷地に設置した工作物を撤去し、返還しようとする日の前日から起算して14日前までに区長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の規定による撤去に要した費用は、使用者の負担とする。

(明渡請求)

第46条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者及び同居者に対し、第36条第1項の規定による承認を取り消し、期限を定めて当該使用者が使用する子育て型及び高齢型住戸の明渡しを請求することができる。

(1) 使用者が不正の行為によって使用を始めたとき。

(2) 使用者が第38条第1項の規定により定めた使用料又は共益費を3月以上滞納したとき。

(3) 使用者が住宅を取得したとき。

(4) 使用者が第44条第1項の規定に違反したとき。

(5) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(6) 使用者又は同居者が子育て型及び高齢型住戸若しくはその附帯施設又は共同施設を故意に損傷したとき。

(7) 使用者又は同居者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(8) 第37条の使用の期間が満了したとき。

(9) 子育て型住戸の同居者全てが18歳に達したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が子育て型及び高齢型住戸の管理上必要があると認めるとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当するときは、同項の期限から明渡しの日までの間、第38条第1項の規定により定めた使用料を減額し、又は免除しないものとする。

3 第1項の規定による明渡しを請求を受けた使用者及び同居者は、区に対し、明渡しに伴う損害の賠償を請求することができないものとする。

第5款 収入超過者に対する措置等

(収入超過者等に対する通知)

第47条 区長は、子育て型及び高齢型住戸を使用している期間が引き続き3年以上である使用者で、第40条の規定により認定した収入の額が第32条第1項第2号イに掲げる場合にあっては同号イに定める金額を、同号ロに掲げる場合にあっては同号ロに定める金額を超えるもの(以下「収入超過者」という。)に対して、その旨を通知するものとする。

2 区長は、子育て型及び高齢型住戸を使用している期間が引き続き5年以上である使用者で、第40条の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条に定める金額を超えるもの(以下「高額所得者」という。)

に対して、その旨を通知するものとする。

(収入超過者の明渡努力義務)

第48条 収入超過者は、その使用する子育て型及び高齢型住戸を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者の使用料)

第49条 収入超過者が子育て型及び高齢型住戸を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第38条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第40条の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項及び令第15条第1項の例により算定した額とする。

(高額所得者に対する明渡請求等)

第50条 区長は、高額所得者に対し、期限を定めてその使用する子育て型及び高齢型住戸の明渡しを請求することができる。この場合において、当該期限は、明渡しを請求する日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。

2 区長は、前項の規定により明渡しを請求しようとする場合は、あらかじめ第52条に規定する世田谷区ファミリー住宅高額所得者審査会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、第1項の規定による明渡しの請求を受けた高額所得者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該高額所得者の申出により同項の期限を延伸し、又は当該請求を取り消すことができる。

(1) 当該高額所得者又は同居する者が病気にかかっているとき。

(2) 当該高額所得者又は同居する者が災害により損害を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

4 前項各号の場合において、区長は、特に必要があると認めるときは、明渡しの請求を取り消すことができる。

(高額所得者の使用料等)

第51条 高額所得者が子育て型及び高齢型住戸を引き続き使用している場合の毎月の使用料は、第38条第1項及び第49条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 区長は、前条第1項の規定による明渡しの請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来してもその使用する子育て型及び高齢型住戸を明け渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該子育て型及び高齢型住戸を明け渡す日までの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の

2 倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。この場合においては、第17条及び第18条の規定を準用する。

3 第41条の規定は、第1項に規定する使用料及び前項に規定する金銭について準用する。

(世田谷区ファミリー住宅高額所得者審査会)

第52条 高額所得者に対する明渡しの請求の公正を期するため、区長の附属機関として世田谷区ファミリー住宅高額所得者審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、高額所得者に対する明渡しの請求に関する事項を調査審議する。

3 審査会は、学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6款 準用

(準用)

第53条 第17条、第18条、第20条から第23条まで、第25条から第26条の規定は、子育て型及び高齢型住戸について準用する。この場合において、これらの規定中「特定公共賃貸住宅」とあるのは「子育て型及び高齢型住戸」と読み替えるものとする。

第2節 特定型住戸の管理

第1款 使用の申請及び承認

(入居者資格)

第54条 特定型住戸を使用することができる者は、特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した時に当該住宅に居住しており、引き続きファミリー住宅に居住しようとする者とする。

(使用の申請)

第55条 特定型住戸を使用しようとする者は、規則で区長に対し、使用の申請をしなければならない。

(使用予定者の決定)

第56条 区長は、前条の使用の申請をした者で第54条に規定する資格を有するものを使用予定者として決定する。

(使用の承認)

第57条 区長は、前条の規定により入居資格のある者に対し、使用を承認し、入居日を指定する。

2 区長は、使用の承認を受けた者が、前項の規定により指定した入居日後15日以内に入居しないときは、使用の承認を取り消すことができる。

第2款 準用

(準用)

第58条 第11条から第30条までの規定は、特定型住戸について準用する。この場合において、これらの規定中「特定公共賃貸住宅」とあるのは「特定型住戸」と読み替えるものとする。

第4章 指定管理者

追加〔平成17年条例39号〕

(指定管理者による管理)

第59条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の管理を行わせるものとする。

追加〔平成17年条例39号〕

(指定管理者の指定の手続)

第60条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(2) 特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

追加〔平成17年条例39号〕

第6章 指定管理者

追加〔平成17年条例39号〕

(指定管理者による管理)

第31条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に特定公共賃貸住宅の管理を行わせるものとする。

追加〔平成17年条例39号〕

(指定管理者の指定の手続)

第32条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、特定公共賃貸住宅の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 特定公共賃貸住宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(2) 特定公共賃貸住宅の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

追加〔平成17年条例39号〕

(指定管理者の業務等)

第61条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務
- (2) 共同施設の整備その他居住環境の整備に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の適正な管理を行わなければならない。

追加〔平成17年条例39号〕

第5章 雑則

一部改正〔平成17年条例39号〕

(住宅の検査)

第62条 区長は、特定公共賃貸住宅又はファミリー住宅の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者若しくは指定管理者に特定公共賃貸住宅若しくはファミリー住宅の検査をさせ、又は当該特定公共賃貸住宅若しくはファミリー住宅を使用する者(世帯員を含む。次項において同じ。)に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査を行う場合において、現に使用している特定公共賃貸住宅又はファミリー住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅若しくはファミリー住宅の使用者又は世帯員の承諾を得なければならない。

3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成15年条例55号・17年39号〕

(承認等に関する意見聴取)

第63条 区長は、第10条第1項、第36条第1項若しくは第57条第1項の規定による使用の承認をしようとするとき、又は現に特定公共賃貸住宅若しくはファミリー住宅を使用している者(同居する者を含む。)について、区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第5号、第24条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第30条第1項第4号、第32条第1項第5号、第43条第2項、第44条第2項及び第46条第1項第5号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

追加〔平成20年条例26号〕

(区長への意見)

第64条 警視總監は、特定公共賃貸住宅若しくはファミリー住宅を使用しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に使用し

(指定管理者の業務等)

第33条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務
- (2) 共同施設の整備その他居住環境の整備に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、特定公共賃貸住宅の適正な管理を行わなければならない。

追加〔平成17年条例39号〕

第7章 雑則

一部改正〔平成17年条例39号〕

(住宅の検査)

第34条 区長は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者若しくは指定管理者に特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は使用者若しくは世帯員に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査を行う場合において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅の使用者又は世帯員の承諾を得なければならない。

3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成15年条例55号・17年39号〕

(承認等に関する意見聴取)

第35条 区長は、第10条第1項の規定による使用の承認をしようとするとき、又は現に特定公共賃貸住宅を使用している者(同居する者を含む。)について、区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第5号、第24条第2項、第27条第2項、第28条第2項及び第30条第1項第4号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

追加〔平成20年条例26号〕

(区長への意見)

第36条 警視總監は、特定公共賃貸住宅を使用しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に使用している者(同居する者を

ている者（同居する者を含む。）について、第5条第1項第5号、第24条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第30条第1項第4号、第32条第1項第5号、第43条第2項、第44条第2項及び第46条第1項第5号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。

追加〔平成20年条例26号〕

（委任）

第65条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号〕

附 則

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の前に、この条例の改正前の世田谷区立特定公共賃貸住宅条例（平成6年11月11日条例第49号）第31条の規定に基づき指定管理者の指定を受けた者にあつては、当該指定期間の範囲内において、この条例による改正後の世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例第59条の規定に基づく指定管理者の指定を受けた者とみなす。

別表（第3条関係）

特定公共賃貸住宅

名称	位置	戸数
世田谷区立弦巻五丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区弦巻五丁目13番19号	18
世田谷区立赤堤一丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	7
世田谷区立経堂四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区経堂四丁目13番11号	11
世田谷区立深沢四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号及び3号	10
世田谷区立中町四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区中町四丁目15番6号	1
世田谷区立玉川三丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	2
世田谷区立上馬四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号	2
世田谷区立桜丘五丁目第二特	東京都世田谷区桜丘五丁目45	2

含む。）について、第5条第1項第5号、第24条第2項、第27条第2項、第28条第2項及び第30条第1項第4号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べるができる。

追加〔平成20年条例26号〕

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号〕

別表（第3条関係）

名称	位置	戸数
世田谷区立弦巻五丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区弦巻五丁目13番19号	18
世田谷区立赤堤一丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	7
世田谷区立経堂四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区経堂四丁目13番11号	11
世田谷区立深沢四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区深沢四丁目17番1号及び3号	10
世田谷区立中町四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区中町四丁目15番6号	1
世田谷区立玉川三丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区玉川三丁目27番1号	2
世田谷区立上馬四丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区上馬四丁目37番1号	2
世田谷区立桜丘五丁目第二特	東京都世田谷区桜丘五丁目45	2

定公共賃貸住宅	番2号	
世田谷区立上用賀五丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号	2

ファミリー住宅

名称	位置	戸数
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	東京都世田谷区弦巻五丁目13番19号	18
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	東京都世田谷区赤堤一丁目37番11号	7

一部改正〔平成7年条例55号・8年40号・11年48号・12年102号・17年89号・18年82号〕

定公共賃貸住宅	番2号	
世田谷区立上用賀五丁目特定公共賃貸住宅	東京都世田谷区上用賀五丁目14番1号	2

一部改正〔平成7年条例55号・8年40号・11年48号・12年102号・17年89号・18年82号〕